

# 投資信託自動けいぞく（累積）投資規定

## （規定の趣旨）

- 第1条 この規定は、お客様と、株式会社みちのく銀行（以下「当行」といいます。）との間の投資信託受益権（以下「受益権」といいます。）の自動けいぞく（累積）投資に関する取扱いを定めるものです。
- 2 当行は、この規定に従って自動けいぞく（累積投資）に係る契約（以下「累積投資契約」といいます。）をお客様と締結します。なお、当行が累積投資取引の対象として定める投資信託、および当行が別に定める「非課税上場株式等管理、非課税累積投資および特定非課税累積投資に関する規定（以下「NISA 約款」といいます。）」に基づき、お客様がつみたて投資枠での取得のお申込みをすることができる投資信託の銘柄、及び成長投資枠での取得のお申込みをすることができる投資信託の銘柄については、当行ホームページに掲載するものとします。
- 3 この規定に別段の定めがないときには、投資信託総合取引規定及び同規定第2条各号に定める各規定（この規定を除きます。）及び累積投資契約の対象となる投資信託の目論見書によるものとし、つみたて投資枠でのお申込みをされる場合には、NISA 約款の規定にも従うものとします。

## （申込方法）

- 第2条 お客様は、当行所定の申込書に必要事項を記入のうえ、届出の印章により記名押印し、これを当行投資信託取扱店に提出することによって銘柄ごとに累積投資契約を申し込むものとします。
- 2 当行は前項の申込みを受け、累積投資契約が締結されたとき、直ちにお客様の受益権の自動けいぞく（累積）投資口座（以下「累積投資口座」といいます。）を開設します。
- 3 当行は、累積投資口座でお預りした金銭に対しては、利子その他いかなる名目によっても対価をお支払いしません。

## （金銭の払込み）

- 第3条 お客様は、累積投資契約に基づく受益権の購入にあてるため、1回の払込みにつき当行所定の申込単位の金銭（以下「払込金」といいます。）を累積投資口座に払い込むことができます。ただし、第1回目の払込金は、これを累積投資契約の申込時に払い込むものとし、2回目以降は随時払い込むものとします。

## （買付の時期・価額）

- 第4条 当行は、お客様から累積投資契約に基づく投資信託購入の申し込みがあったとき、当該投資信託の目論見書の定めに基づき受益権の買付を行います。但し、当該投資信託の目論見書において申込不可日とされている日には購入の申し込みはできません。
- 2 前項の買付価額は、当該投資信託の目論見書で定める約定日の基準価額に契約締結前交付書面（交付目論見書および目論見書補充書面）記載の手数料及び消費税を加えた金額とします。
- 3 当該投資信託の受益権は、当該投資信託の設定（約定日の翌営業日または翌々営業日）をもってお客様に帰属するものとします。

## （管理）

- 第5条 当行は、累積投資契約により買付した受益権を、振替口座簿に記録することにより管理します。
- 2 当行は、前項の管理にかかる受益権につき、あらかじめ書面により通知し、管理料を申し受けることがあります。

## （分配金の再投資）

第6条 第5条の管理にかかる受益権の分配金は、お客様に代わって当行が受領のうえ、お客様の累積投資口座に繰り入れ、原則としてその全額をもって決算日の基準価額により受益権の買付を行います。なお、この場合、買付の手数料は無料とします。

## （返還）

- 第7条 当行は、お客様から受益権の返還の請求を受けたときには、当該投資信託の目論見書の定めに基づき、換金の上その代金を返還します。但し、当該投資信託の目論見書において申込不可日とされている日には返還の請求はできません。
- 2 前項によりお客様に返還する額は当該投資信託の目論見書で定める換金日の解約価額（基準価額より信託財産留保額を控除した価額）に基づくものとします。
- 3 お客様は、第1項の返還の請求を、当行所定の手続きによってこれを行うものとし、当行は、お客様からあらかじめ指定された預金口座に入金することにより、第1項の代金の返還を行います。

## （解約）

- 第8条 この契約は、投資信託総合取引規定第10条第1項各号に該当した場合、同条第2項の規定により投資信託総合取引（投資信託総合取引規定第2条に規定されるものをいいます。）に係る契約が解約された場合、又は次の各号のいずれかに該当したときに解約されるものとします。
- ① お客様から、当行所定の書面により解約の申出があったとき
- ② 当行が、受益権の累積投資業務を営むことができなくなったとき
- ③ 当該投資信託が償還されたとき
- 2 前項によりこの契約が解約されたとき、当行は、遅滞なく管理中の受益権を第7条に準じて換金のうえ、その代金をお客様に返還します。
- 3 この契約は、第7条による代金の返還により累積投資口座の残高がなくなった場合、解約されることがあります。

## （規定の変更）

- 第9条 この規定及び第2条各号に定める規定は、法令の変更又は監督官庁の指示、その他必要な事由があると認められる場合には、民法第548条の4の規定に基づき変更するものとします。
- 2 前項によるこの約款の変更は、変更を行う旨及び変更後の規定の内容ならびにその効力発生時期を、店頭表示、当行ウェブサイトへの掲載又はその他相当の方法で公表することにより、周知します。
- 3 前二項による変更は、公表の際に定める相当な期間を経過した日から適用するものとします。

以上

（2024年1月4日 改定）